

四半期報告書

(第123期第3四半期)

日本郵船株式会社

東京都千代田区丸の内二丁目3番2号

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	4
第2 【事業の状況】	5
1 【生産、受注及び販売の状況】	5
2 【事業等のリスク】	5
3 【経営上の重要な契約等】	6
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	6
第3 【設備の状況】	17
1 【主要な設備の状況】	17
2 【設備の新設、除却等の計画】	18
第4 【提出会社の状況】	19
1 【株式等の状況】	19
2 【株価の推移】	25
3 【役員の状況】	25
第5 【経理の状況】	26
1 【四半期連結財務諸表】	27
2 【その他】	52
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	53

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年2月12日

【四半期会計期間】 第123期第3四半期(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

【会社名】 日本郵船株式会社

【英訳名】 Nippon Yusen Kabushiki Kaisha

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長・社長経営委員 工藤泰三

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目3番2号

【電話番号】 03-3284-6220

【事務連絡者氏名】 主計グループ長 小山 朗

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目3番2号

【電話番号】 03-3284-6220

【事務連絡者氏名】 主計グループ長 小山 朗

【縦覧に供する場所】 日本郵船株式会社横浜支店
(横浜市中区海岸通三丁目9番地)
日本郵船株式会社名古屋支店
(名古屋市中区牛島町6番1号)
日本郵船株式会社関西支店
(神戸市中央区海岸通一丁目2番31号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第122期 第3四半期 連結累計期間	第123期 第3四半期 連結累計期間	第122期 第3四半期 連結会計期間	第123期 第3四半期 連結会計期間	第122期
会計期間	自 平成20年 4月1日 至 平成20年 12月31日	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成20年 10月1日 至 平成20年 12月31日	自 平成21年 10月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成20年 4月1日 至 平成21年 3月31日
売上高 (百万円)	2,031,311	1,237,314	611,436	442,795	2,429,972
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	167,112	△41,058	27,279	2,856	140,814
四半期(当期)純利益又は 四半期純損失(△) (百万円)	110,256	△26,679	18,982	2,674	56,151
純資産額 (百万円)	—	—	619,447	687,093	581,237
総資産額 (百万円)	—	—	2,144,439	2,180,079	2,071,270
1株当たり純資産額 (円)	—	—	471.91	380.28	443.16
1株当たり四半期 (当期)純利益金額又は 四半期純損失金額(△) (円)	89.79	△20.93	15.46	1.99	45.73
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	—	—	27.0	29.6	26.3
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	131,885	24,069	—	—	150,474
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△128,394	△29,167	—	—	△170,253
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	26,520	121,677	—	—	29,571
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	—	—	125,604	242,022	126,768
従業員数 (名)	—	—	31,199	31,560	29,834

(注) 1. 売上高は消費税等(消費税及び地方消費税をいう。以下同じ)抜きで表示している。

2. 第122期第3四半期連結累計期間、第122期第3四半期連結会計期間、第123期第3四半期連結会計期間及び第122期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式がないため、記載していない。

第123期第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため、記載していない。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間における関係会社の異動状況は以下のとおりであります。

(1) 次の関係会社を新たに連結子会社としました。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	役員 の 兼任等	営業上の取引、設備の賃 貸借、その他
HAYATE MARITIMA S. A.	PANAMA	1 (千US\$)	定期船事業	100.00	有	当社に定期貸船。
HIKARI SHIPHOLDING S. A.	PANAMA	0 (百万円)	不定期専用船事業	100.00	有	当社に定期貸船。
KODAMA SHIPHOLDING S. A.	PANAMA	0 (百万円)	不定期専用船事業	100.00	有	当社に定期貸船。
PIDGEOT MARITIMA S. A.	PANAMA	0 (百万円)	定期船事業	100.00	有	当社に定期貸船。
TSUBASA SHIPHOLDING S. A.	PANAMA	0 (百万円)	定期船事業	100.00	有	当社に定期貸船。

(2) 次の関係会社を連結子会社から持分法適用関連会社に変更しました。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	役員 の 兼任等	営業上の取引、設備の賃 貸借、その他
NYK-SCF LNG SHIPPING NO. 1 LTD.	CYPRUS	2 (千US\$)	不定期専用船事業	50.00	有	特記事項なし。
NYK-SCF LNG SHIPPING NO. 2 LTD.	CYPRUS	2 (千US\$)	不定期専用船事業	50.00	有	特記事項なし。

(3) 次の連結子会社が関係会社に該当しなくなりました。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	役員 の 兼任等	営業上の取引、設備の賃 貸借、その他
ACCESSORY PLANT ZEEBRUGGE N. V. ※1	BELGIUM	61 (千EURO)	不定期専用船事業	100.00 (100.00)	有	特記事項なし。
ANTWERP CAR PROCESSING CENTER N. V. ※1	BELGIUM	103,300 (千EURO)	不定期専用船事業	100.00 (100.00)	有	特記事項なし。
COMBINED TERMINAL OPERATORS N. V. ※1	BELGIUM	7,436 (千EURO)	不定期専用船事業	100.00 (100.00)	有	特記事項なし。
SUN TAY KEE LTD. ※2	HONG KONG	1,500 (千HK\$)	定期船事業	100.00 (100.00)	有	当社の船舶荷役請負。
TAIPEN YUSEN WHARF & GODOWN CO., LTD. ※3	HONG KONG	1,500 (千HK\$)	物流事業	100.00 (100.00)	有	特記事項なし。
ZEEBRUGGE SHIPPING AND BUNKERING COMPANY N. V. ※1	BELGIUM	322 (千EURO)	不定期専用船事業	100.00 (100.00)	有	特記事項なし。
FORS SHIPPING PTE. LTD. ※4	SINGAPORE	1 (百万円)	定期船事業	100.00	有	特記事項なし。
KURE SHIPPING S. A. ※5	PANAMA	0 (千US\$)	不定期専用船事業	100.00	有	当社に定期貸船。
RODMAN MARITIMA S. A. ※6	PANAMA	0 (百万円)	不定期専用船事業	100.00	有	特記事項なし。
その他1社						

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載している。

2. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数。

3. ※1：平成21年10月30日をもって合併。

4. ※2：平成21年11月27日をもって清算結了。

5. ※3：平成21年10月9日をもって清算結了。

6. ※4：平成21年12月30日をもって清算結了。

7. ※5：平成21年12月21日をもって清算結了。

8. ※6：平成21年10月23日をもって清算結了。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年12月31日現在

従業員数(名)	31,560 (4,486)
---------	-------------------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は()内に当第3四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載している。

(2) 提出会社の状況

平成21年12月31日現在

従業員数(名)	1,027
---------	-------

(注) 従業員数は、他社出向在籍者等772名及び有期社員101名を除いている。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループは国際的な海上貨物運送業を中核として多角的事業を展開しているため、生産、受注の各実績を求めることが実務的に困難であり、事業の種類別セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示しておりません。

販売実績

当第3四半期連結会計期間における売上高を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額(百万円)	前年同四半期比(%)
定期船事業	97,262	63.6
不定期専用船事業	193,741	70.5
物流事業	90,293	78.8
ターミナル関連事業	27,726	84.0
客船事業	7,775	82.6
航空運送事業	18,121	93.3
不動産業	3,027	103.4
その他の事業	40,333	98.1
計	478,281	73.8
消去	(35,485)	96.9
合計	442,795	72.4

- (注) 1. 売上高に対する割合が10%以上の顧客はない。
2. 上記金額には消費税等は含まれていない。

2 【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間には、当連結会計年度の第2四半期報告書に記載した「第一部 企業情報 第2 事業の状況 2 事業等のリスク」について変更を要する重要事象等は発生しておりません。

ただし、「(10) 航空運送事業に係る影響について」について、次のとおりの状況となっております。

- ・当社グループがボーイング社に発注した747-8F型航空機の引渡しは、現時点では平成23年度以降の予定となります。
- ・当社は現在、当社の連結子会社である日本貨物航空(株)と(株)日本航空インターナショナルとの航空貨物事業の再編と統合に向けた協議を行っておりますが、現時点では合意に至っておらず、再編・統合後の新体制での事業開始時期も含め、協議を継続しております。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日までの3ヶ月）の業績は、連結売上高4,427億円（前年同四半期6,114億円）、営業利益49億円（前年同四半期365億円）、経常利益28億円（前年同四半期272億円）、四半期純利益26億円（前年同四半期189億円）となりました。

（概況）

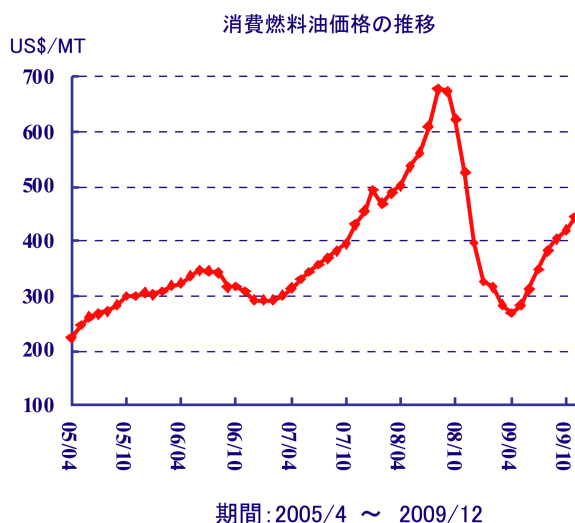
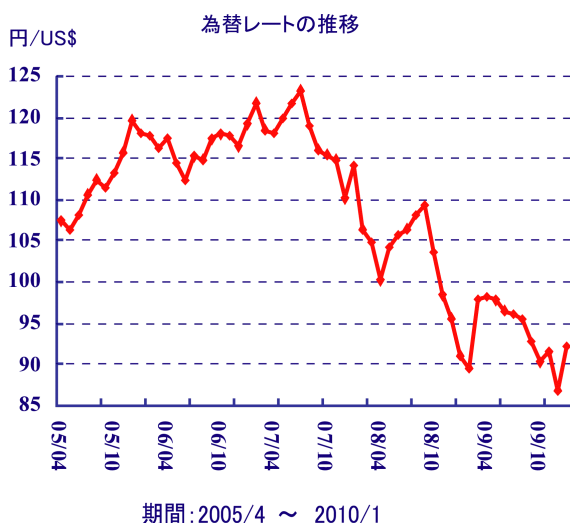
当第3四半期連結会計期間は、世界的な景気後退の底打ち感を背景に、海運業を取り巻く事業環境において一定の回復傾向が見られました。コンテナ船の運賃修復が一定の成果を上げ、コンテナや自動車輸送の荷動きも第2四半期を上回り、ドライバルク市況も緩やかに上昇しましたが、前年同四半期との比較では定期船事業と不定期専用船事業を合わせた海運業部門で大幅減収となり、売上高は全体で前年同四半期比1,686億円減（27.6%減）となりました。一方で、売上原価は前年同四半期比で1,246億円減（24.2%減）となり、販売費及び一般管理費の削減にも取り組みましたが、売上高の大幅な減少により、営業利益は同315億円減（86.4%減）となり、売上高営業利益率は前年同四半期の6.0%から1.1%へと、4.9ポイント低下しました。この結果、経常利益は前年同四半期比で244億円減（89.5%減）、四半期純利益も同163億円減（85.9%減）といずれも大幅に悪化しました。

なお、為替レートと燃料油価格の変動が当第3四半期連結累計期間の経常利益に与えた影響は以下のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間	前第3四半期連結累計期間	差額	影響額
平均為替レート	93.91円/US\$	103.50円/US\$	9.59円 円高	△50億円
平均燃料油価格	US\$367.93/MT	US\$567.98/MT	US\$200.05安	300億円

（注）為替レート変動が経常利益に与える影響額はUS\$1当たり1円の変動で年間約7億円です。

燃料油価格変動が経常利益に与える影響額はUS\$1/MTの変動で年間約2億円です。



（注）為替レート・消費燃料油価格とも、当社社内値です。

① 事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりであります。

(単位：億円)

	売上高				営業利益			経常利益		
	前第3 期連結会計 期間	当第3 四半 期連結会計 期間	増減額	増減率	前第3 期連結会計 期間	当第3 四半 期連結会計 期間	増減額	前第3 期連結会計 期間	当第3 四半 期連結会計 期間	増減額
定期船事業	1,528	972	△555	△36.4%	△9	△112	△102	△37	△120	△82
不定期専用船 事業	2,747	1,937	△809	△29.5%	378	156	△221	321	142	△178
物流事業	1,145	902	△242	△21.2%	17	18	1	20	19	△0
ターミナル 関連事業	330	277	△52	△16.0%	19	11	△7	12	10	△1
客船事業	94	77	△16	△17.4%	△3	△15	△12	△3	△17	△13
航空運送事業	194	181	△13	△6.7%	△44	△17	26	△54	△19	35
不動産業	29	30	0	3.4%	9	9	0	11	11	0
その他の事業	411	403	△7	△1.9%	△2	△1	0	3	0	△3

<定期船事業>

上期に引き続き船隊合理化を進め、また、冬場の需要低迷期における荷動きの落ち込みがほとんどなく、需給環境が更に改善したため、第2四半期比ではほぼ全ての航路で平均運賃が上昇しましたが、前年同四半期比では積高、運賃ともに及ばず、大幅減収となりました。減船をはじめあらゆる費用の削減活動を継続し、欧州航路、中南米航路など一部航路の業績は前年同四半期比で改善しましたが、定期船事業全体としては前年同四半期実績を大きく下回りました。

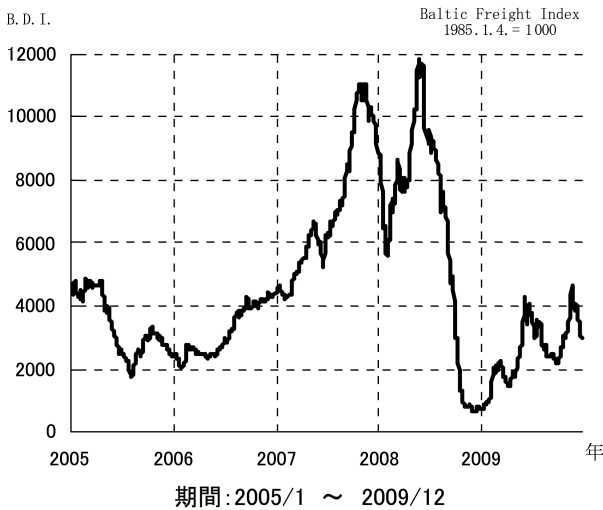
<不定期専用船事業>

自動車船部門では、新造船3隻を投入した一方で、引き続き減速航海等による運航費削減に努めました。荷動きはやや上向いたものの、本格的な回復には至らず、輸送台数は前年同四半期の約7割となりました。

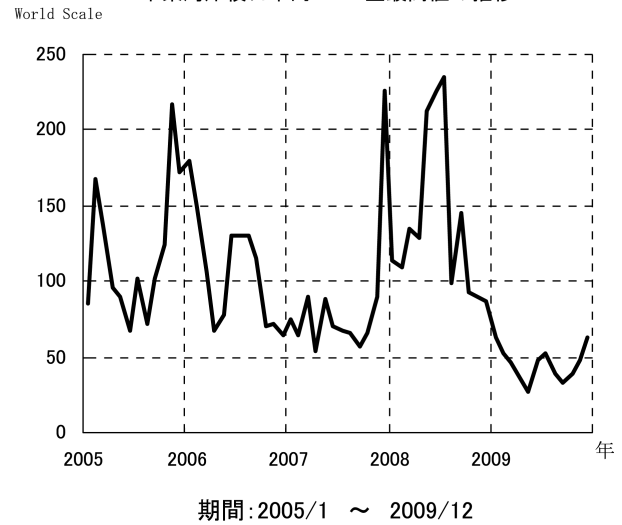
ドライバルク部門では、中国・インドなどアジア新興国の持続的な経済成長と先進国の景気回復により鉄鋼・エネルギー需要が伸び、鉄鉱石・石炭・穀物の海上荷動き量は増加、豪州では滞船も発生しました。市況は乱高下しながらも強含みに推移し、11月には2009年最高値を付けたため、歴史的な低水準を記録した前年同四半期との業績比較では、増益となりました。

タンカー部門では、本来なら冬場の需要期に入るところ、先進国における原油・石油製品在庫が高水準で、海上荷動き量は低迷しました。タンカー市況は、洋上在庫の増加により船腹供給が抑制され、年末に向け上昇する動きもありましたが、新造船の供給圧力も未だ強く、業績は前年同四半期比で減益となりました。

不定期船運賃BDI(BFI)の推移



タンカー運賃
中東湾岸積日本向VLCC型最高値の推移



<物流事業>

NYK Logistics部門では、一層の事業運営の効率化と費用削減に取り組み、中国・アジア地域では景気回復に伴い取扱量が増加したものの、米州および欧州の低迷を補うには至らず、前年同四半期を下回る業績となりました。郵船航空サービス(株)は、日本発の緊急輸送もあり需要の回復が見られたものの、航空運賃上昇に伴う仕入れコストの増加により利益率が低下したことなどにより、前年同四半期比減収減益となりました。この結果、物流事業全体として前年同四半期実績を下回る結果となりました。

<ターミナル関連事業>

世界的なコンテナ荷動きの低迷により国内外ターミナルとも取扱量が前年同四半期比で減少した結果、業績も前年同四半期の実績を下回りました。

<客船事業>

日本市場の飛鳥IIは、台風の影響によるクルーズのキャンセルが発生し、北米市場のクリスタル・クルーズは米国景気低迷により乗船率・客単価が低下したため、客船事業全体では前年同四半期実績を下回る結果となりました。

<航空運送事業>

日本貨物航空(株)は、回復基調にある需要を定期便のみならずチャーター事業の拡大により取り込んだことや、継続的な燃料消費量の節減活動や運航・整備を含むコスト削減に努めた結果、世界的な景気後退に伴う影響が出始めた前年同四半期との比較では、赤字幅が縮小しました。

<不動産業、その他の事業>

不動産業では、低調な市況の中で主要オフィスビルの高稼働率を維持し、前年同四半期並の実績となりました。その他の事業では、製造加工業は前年同四半期実績を上回ったものの、市況低迷の影響を受けた商事業、その他の事業で前年同四半期実績を下回りました。

② 所在地別セグメントの業績は、以下のとおりであります。

<日本>

売上高3,429億円（前年同四半期4,763億円、前年同四半期比28.0%減）、営業利益14億円（前年同四半期280億円、前年同四半期比94.9%減）、経常利益2億円（前年同四半期215億円、前年同四半期比99.0%減）となりました。

<北米>

売上高372億円（前年同四半期497億円、前年同四半期比25.2%減）、営業損失8億円（前年同四半期営業利益11億円）、経常損失10億円（前年同四半期経常利益10億円）となりました。

<欧州>

売上高474億円（前年同四半期691億円、前年同四半期比31.4%減）、営業利益26億円（前年同四半期35億円、前年同四半期比25.7%減）、経常利益9億円（前年同四半期12億円、前年同四半期比21.8%減）となりました。

<アジア>

売上高351億円（前年同四半期407億円、前年同四半期比13.7%減）、営業利益17億円（前年同四半期33億円、前年同四半期比47.2%減）、経常利益32億円（前年同四半期41億円、前年同四半期比22.4%減）となりました。

<その他の地域>

売上高32億円（前年同四半期34億円、前年同四半期比5.4%減）、営業利益0億円（前年同四半期2億円、前年同四半期比87.3%減）、経常利益1億円（前年同四半期5億円、前年同四半期比81.3%減）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前四半期純利益68億円、現金支出を伴わない減価償却費248億円を計上しましたが、法人税等の支払額又は還付額△64億円等により261億円（前年同四半期273億円）となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、主として船舶投資を中心とする固定資産の取得による支出等により△224億円（前年同四半期△309億円）となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローは、株式を発行したこと等により807億円（前年同四半期399億円）となりました。以上に現金及び現金同等物に係る換算差額等を加味した現金及び現金同等物の当第3四半期末残高は、当第3四半期首残高比823億円増（前年同四半期首残高比84億円増）の2,420億円となりました。

(3) 対処すべき課題

1. 経営環境の変化への対応

当第3四半期連結会計期間には、当連結会計年度の第2四半期報告書に記載した「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (3) 対処すべき課題

1. 経営環境の変化への対応」について変更を要する重要事象等は発生していません。

ただし、「2) 日本貨物航空と日本航空の航空貨物事業の統合」について、当社の連結子会社である日本貨物航空(株)と(株)日本航空インターナショナルとの航空貨物事業の再編と統合に向けた協議を行っておりますが、現時点では合意に至っておらず、再編・統合後の新体制での事業開始時期も含め、協議を継続しております。

また、当社は昨年10月、平成20年4月策定の3カ年中期経営計画「New Horizon 2010」の見直しを行っており、詳細を「1) 中期経営計画の見直し」に記載しております。

2. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、平成20年3月27日開催の取締役会において、旧会社法施行規則第127条に定める「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「基本方針」といいます。）を決定するとともに、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、「当社株券等の大規模買付等に対する企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上のための対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を導入することを決議し、平成20年6月開催の当社第121期定時株主総会において株主の皆様のご承認により発効いたしました。

1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、以下に申し述べます当社及び当社企業グループ（以下「当社グループ」といいます。）の企業理念に鑑み、当社グループがその企業価値及び株主共同の利益を確保し向上させていくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社グループは、「海・陸・空にまたがるグローバルな総合物流企業グループとして、安全・確実な『モノ運び』を通じ、人々の生活を支えます。」を企業理念の基本として、日々の企業活動を行っております。

当社グループが標榜するグローバルな総合物流とは、海上運送事業に、陸上物流事業、航空運送事業、並びにターミナル事業等を、世界的な規模で有機的且つ複合的に結合させてそのシナジー効果を追求するとともに、海運市況変動の経営に与える影響を極力小さくすることを目的とする事業形態であります。加えてグローバル社会の基盤の役割を担う公共性を持った事業であり、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を最大化する事業形態でもあると考えております。当社はこの考え方を当社グループの経営戦略の根幹に据え、従来よりその発展及び深化に努めてまいりました。

また、当社グループは、企業は株主・投資家の皆様、お客様、社会、グループ社員その他のステークホルダーなしには存在しえない社会的存在であり、社会に対する責任（CSR）こそが経営の基本であり、且つ当社グループの企業価値の源泉でもあると考えております。当社グループは、当社の有する経営資源及び利益の社会への還元に努めるとともに、総合物流の基盤をなす環境対策及び安全対策に積極的な施策を講じる等、CSR経営を深化させております。

当社グループは、CSR経営への強い意識を有するグローバルな総合物流企業グループとして発展することにより、その企業価値及び株主共同の利益を確保し向上させることを目指します。

当社は、上場企業として、特定の者による株券等の大規模な買付行為を受け入れるか否かは、当社株主の皆様に必要な情報が提供されたうえで、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えており、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上に資する当社株券等の大規模な買付行為がなされることを否定するものではありません。

しかし、株券等の大規模な買付行為の中には、株主の皆様が株券等の大規模な買付行為の内容等について検討し、取締役会が意見を取りまとめ、必要に応じ代替案を提示するために必要な時間や情報を提供しないもの、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を顧みずに当該買付者自身の利益のみを図る濫用的なもの、又は、買付等の条件が、当社グループの本源的価値に鑑み不十分若しくは不適當な買付等である場合等当社グループの企業価値及び株主共同の利益を毀損する恐れがあるものがあることを、否定することができません。

当社は、かかる買付行為を行う者は、冒頭に申し述べた点に鑑み、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切と考えます。従って、かかる買付行為に対しては、法令及び当社定款等の許容する限度において、相当な対抗措置を講じることといたしました。

2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、基本方針の実現に資する特別な取組みとして、以下に申し述べます、中期経営計画の策定及びその実施、コーポレート・ガバナンスの強化、さらに投資資金需要とのバランスを踏まえた株主の皆様に対する安定的な利益還元を進めてまいります。

① 中期経営計画「New Horizon 2010」の策定及びその実施

当社は平成20年4月から平成23年3月までを対象期間とする中期経営計画「New Horizon 2010」を策定しております（経済情勢の変化に鑑み、平成21年4月に同計画の数値目標を修正し、同年10月には計画の見直しを行いました。）。この中期経営計画により、当社グループの新たな成長とそれを支える基盤の整備の道筋を、株主・投資家の皆様をはじめとするステークホルダーの皆様へ提示し、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の最大化を図ってまいります。

「New Horizon 2010」においては、「成長を続ける『モノ運び』グローバル企業へ」の実現に向け、総合的な収支の拡充を目指しております。「New Horizon 2010」では「成長」「安定」「環境」の3つの基本となるキーワードを掲げ、持続的な企業価値及び株主共同の利益の向上を図ってまいります。

② 企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上の基盤としてのコーポレート・ガバナンスの強化

当社は、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上を目指し、透明性の高い経営体制の構築を目指しております。その中でコーポレート・ガバナンスの整備は重要な課題であり絶えず見直しを進めております。

当社は平成14年より経営委員制度を導入し、取締役の人数を削減することで取締役会の活性化を図ってまいりました。また、株主総会招集通知を原則的に総会開催の3週間前に発送し、株主の皆様へ余裕を持って議案をご検討いただけるように努めてまいりました。

また、一層の経営の透明性確保のためと取締役会による経営監視機能の強化を図るため、平成20年6月開催の当社第121期定時株主総会において、新たに独立性の高い社外取締役2名の選任と、取締役任期を1年とする定款変更にご承認いただきました。

③ 投資資金需要とのバランスを踏まえた株主の皆様に対する安定的な利益還元

当社は、海上運送事業はもとより他の事業の拡充等将来の事業展開と市況の変動に耐えうる内部留保の水準とに留意しつつ、配当性向や当社の業績の見通し等を総合的に勘案しながら、安定した配当を継続的に実施していくことを基本方針としております。

なお、当社は連結配当性向の目安を25%としております。

3) 本プランの導入の目的

本プランでは、当社株券等に大規模な買付行為が行われた際に、当該買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するため、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提示するために必要な情報や時間を確保することによって、株主の皆様のために協議・交渉等を行うことが可能になります。これにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上につながると判断し、本プランを導入いたしました。

4) 本プランの概要及び対抗措置の発動

本プランは次の手続に従って進められるものとします。

<発動対象>

本プランの対象となる買付は、議決権割合が20%以上となる大規模買付等です。

<独立委員会の設置>

当社取締役会は、大規模買付等が行われる際に対抗措置発動の是非等を審議する機関として、社外取締役及び社外有識者等合計3名以上で構成される独立委員会を設置します。

独立委員は社外取締役岡本行夫氏、社外取締役翁百合氏、および社外有識者平山正剛氏の3名です。

<手続きの流れ>

- (ア) 大規模買付者に、当社株式等の大規模買付等を行うに先立ち当社代表取締役に対し、意向表明書を提出していただきます。
- (イ) 当社取締役会は、意向表明書を受領した後10営業日以内に、提出していただく大規模買付情報のリストを大規模買付者へ交付します。
- (ウ) 大規模買付者には、大規模買付情報を記載した書面（以下、「買付説明書」といいます。）を提出していただきます。当社取締役会は買付説明書を調査し、株主の皆様の判断並びに取締役会及び独立委員会の意見形成に十分なものであることを確認します。

- (エ) 買付説明書の確認終了後、取締役会は独立委員会に対抗措置発動の是非について諮問します。独立委員会は、原則60営業日の検討期間において、対抗措置の発動の是非等について調査及び協議を実施し、当社取締役会に対し対抗措置の発動、不発動他の勧告を行います。取締役会は独立委員会の勧告内容に従い以下(オ)～(キ)の対応を行います。
- (オ) 独立委員会が大規模買付者を「濫用的買付者」(グリーンメーラー等)と認定し対抗措置の発動勧告をした場合、当社取締役会はその勧告を最大限尊重し、大規模買付者に対する対抗措置(新株予約権の無償割当て等)を発動することができるものとします。
- (カ) 以下の条件の場合、取締役会は、株主の皆様の意思を確認するために株主総会を招集し、対抗措置発動の承認を経た上で、対抗措置を発動することができるものとします。
- (i) 独立委員会が、大規模買付者は濫用的買付者に該当すると認め、且つ取締役会が株主の皆様の意思の確認を行うことが相当であると判断した場合
- (ii) 独立委員会が、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損する事態をもたらす恐れがある買付等と判断した場合
- (キ) 独立委員会が対抗措置の不発動勧告をした場合、当社取締役会はその勧告を最大限尊重しなければならないものとします。
- (ク) 大規模買付者が本プランが定める手続きを遵守しない場合、独立委員会の発動勧告を経た上で、取締役会是对抗措置を発動することができるものとします。

5) 本プランの発効、有効期間、廃止及び変更

本プランは、平成20年6月開催の当社第121期定時株主総会において、株主の皆様のご承認を頂き発効しております。本プランの有効期間は同定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。ただし、本プランの有効期間中であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合又は当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重した上で本プランを廃止する旨の決議を行った場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、証券取引所規則等の新設若しくは改廃が行われ、又は重要な裁判所の判断が示され、当該新設、改廃又は判断を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、株主総会決議の主旨の範囲内で独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正・変更する場合があります。

当社は、本プランの廃止又は変更等がなされた場合には、当該廃止又は変更等の事実及び(変更等の場合には)変更等の内容その他の事項について、情報の公表を速やかに行います。

6) 本プランの株主及び投資家の皆様等への影響

① 総論

本プランは、当社株主及び投資家の皆様が大规模買付等に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、ひいては、当社株主及び投資家の皆様に代替案の提示を受ける機会をお持ちいただくことにつながりうるものです。これにより、当社株主及び投資家の皆様は、十分な情報のもとで、大规模買付等に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上につながるものと考えます。従いまして、本プランは、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提ともなるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記4)において述べたとおり、大规模買付者が本プランに定める手続を遵守するか否かにより大规模買付等に対する当社の対応が異なりますので、当社株主及び投資家の皆様におかれましては、当社からの適時開示や大规模買付者の動向にご注意ください。

② 本プランの導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時点においては、新株予約権の無償割当てその他の対抗措置は実施されませんので、当社株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

③ 対抗措置の発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響

大规模買付者が本プランに定める手続を遵守しなかった場合には、当社取締役会は、企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、対抗措置の仕組み上、当社株主及び投資家の皆様（対抗措置の発動対象となった大规模買付等を行う大规模買付者及びその特定株主グループを除きます。）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び証券取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として新株予約権の無償割当てを実施する場合には、新株予約権の行使により新株を取得するために、株主の皆様には、所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。また、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主の皆様には新株を交付することがあります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。ただし、名義書換未了の当社株主の皆様に関しましては、新株予約権を取得するためには、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の割当期日までに、名義書換を完了していただく必要があります（なお、証券保管振替機構に対する預託を行っている株券につきましては、名義書換手続きは不要です。）。

なお、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止又は発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当該新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日以降に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

7) 本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株券等の大規模買付等が行われる場合に、大規模買付者に対し、株主の皆様が大規模買付等に応じるべきか否かを判断するために必要な情報を提供させ、その検討及び株主の皆様が必要に応じて代替案を提示するための時間をつくるものです。それにもかかわらず、大規模買付者がこれらを提供しない場合、または濫用的買付者に該当する場合に、企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上のために対抗措置を発動することを可能にし、それらにあたらぬ大規模買付等の場合であっても、企業価値及び株主共同の利益を毀損する恐れがあると認めた場合は株主総会を招集して株主の皆様に対抗措置の発動の是非について直接判断していただく場を設けようとするものであって、基本方針に沿ったものと考えております。

8) 本プランが株主共同の利益を損なうものではなく、また、役員の地位の維持を目的とするものではないこと

取締役会は、本プランは株主共同の利益を損なうものではなく、また、役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。その理由は、上記7)で申し述べた点に加えて、次のとおりです。

(ア) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（1. 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、2. 事前開示・株主意思の原則、3. 必要性・相当性確保の原則）を充足しております。

(イ) 株主意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）

平成20年6月開催の当社第121期定時株主総会において、本プランの導入に関して株主の皆様のご意思を確認させていただきました。本プランの有効期間は同定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとしており、それまでに開催される株主総会において株主の皆様から本プランの継続についてご承認をいただけない場合、本プランは自動的に廃止されるものとします。

また、同定時株主総会において取締役の任期を1年とする定款変更を株主の皆様にご承認いただいております。この定款変更によりその後の定時株主総会における取締役の選任を通じて、本プランを廃止するか否かについての株主の皆様のご意思を確認しうるようにしております。

(ウ) 対抗措置発動の対象たる買付者の要件の合理性、明確性及び厳格性等

本プランにおいては、取締役会決議により対抗措置発動をなす対象である手続不遵守買付者及び濫用的買付者について、合理的にして明確かつ厳格な要件を設定しております。そして企業価値及び株主共同の利益を毀損する恐れがあると認定される大規模買付者への対抗措置の発動については、株主総会の決議により、これを決定していただくことにしております。

(エ) 独立性の高い社外者の判断と情報開示

本プランにおいては、要件に該当するか否かの判断が容易で、恣意性が入る余地の小さい手続不遵守買付者に対しても独立委員会の勧告を経て取締役会が対抗措置の発動を決定しうることであります。濫用的買付者の認定及び同買付者に対する対抗措置の発動については、当社の社内取締役、経営委員等の経営陣から独立した、会社の経営、経済又は法令に通暁した者から成る独立委員会の判断に委ねられており、その勧告を最大限尊重して当社取締役会はそのために必要な決議を行うこととして、取締役の恣意的判断がなされる余地を極力排除しております。

また、独立委員会が、当該大規模買付者は企業価値及び株主共同の利益の毀損の恐れがある大規模買付者であると認定した場合の対抗措置の発動の是非については、株主総会にて判断していただくこととしており、取締役会が恣意的に決定することができないようにしております。

(オ) 第三者専門家の意見の取得

大規模買付者が出現した場合、独立委員会は、当社の費用により、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士及び弁護士等の専門的な知識、経験及び知見を有する者（以下「第三者専門家」といいます。）の助力を受けることができるものとしております。また、独立委員会の勧告及び勧告を導くためのこれら専門家からの意見等の概要のうち独立委員会が相当と認めたものは公表いたします。専門家からの意見等の概要のうち独立委員会が相当と認めたものは公表いたします。

(カ) 情報の公表

大規模買付者からの意向表明書、買付説明書の提出があったことは、本プラン記載の時期に公表することとし、買付説明書の内容、取締役会が独立委員会に提出した意見及び事業施策等、第三者専門家の意見並びに独立委員会の答申書の内容のうち開示が相当と認められるものは、本プラン記載の適切な時期に公表することとしております。

(キ) デッドハンド型及びスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、大規模買付者が指名し、株主総会で選任された取締役により、廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は上記のとおり、取締役任期を1年といたしましたので、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(4) 研究開発活動

当社グループは、環境保全を経営上の最重要課題のひとつとして捉え、安全の更なる徹底ならびに革新的環境技術開発に取り組んでおります。

㈱MTI (Monohakobi Technology Institute) とともに、環境負荷を削減する省エネ船の開発を継続しております。また、国土交通省の平成21年度「船舶からのCO2削減技術開発支援事業」の補助対象事業にも、すでに選定されていた3事業に加えて新たに4事業が選定され、更に革新技術開発を加速しております。

なお、当第3四半期連結会計期間の研究開発費の総額は46百万円であります。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当第3四半期連結会計期間における主要な設備の異動状況は以下のとおりであります。

(1) 増加

船舶

事業の種類別 セグメントの名称	設備の内容	隻数(隻)	完了(竣工)時期	増加能力 (載貨重量吨数(K/T))
不定期専用船事業	自動車船	1	平成21年11月	22,747
	油槽船	3	平成21年10～11月	658,423

(2) 減少

船舶

事業の種類別 セグメントの名称	設備の内容	隻数(隻)	除売却時期	減少能力 (載貨重量吨数(K/T))	前四半期連結会計 期間末帳簿価額 (百万円)
定期船事業	コンテナ船	3	平成21年10～11月	136,378	405
不定期専用船事業	撒積船 (ハンディサイズ)	1	平成21年11月	23,604	574
	油槽船	1	平成21年10月	68,790	685

2 【設備の新設、除却等の計画】

前四半期連結会計期間末での計画に当第3四半期連結会計期間において新たに策定したものを加えた、当第3四半期連結会計期間末における重要な設備の新設及び除却の計画は以下のとおりであります。

(1) 新設

①船舶

事業の種類別 セグメントの名称	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定		完成後の増加能力 (載貨重量屯数(K/T))
	総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手 (起工)	完了 (竣工)	
定期船事業	178,469	68,778	自己資金、 借入金、社債 及び増資資金	平成20年9月～ 平成24年8月	平成22年1月～ 平成24年11月	1,009,575
不定期専用船事業	418,200	73,027	自己資金、 借入金、社債 及び増資資金	平成21年1月～ 平成25年12月	平成22年2月～ 平成26年9月	5,508,640

②航空機

事業の種類別 セグメントの名称	投資予定金額		資金調達方法	引渡又は完成予定
	総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		
航空運送事業	396,000	33,271	自己資金、借入金、 社債及び増資資金	平成23年度以降

(2) 除却

①船舶

事業の種類別 セグメントの名称	設備の内容	当第3四半期連結会計 期間末帳簿価額 (百万円)	除却の予定時期	除却による減少能力 (載貨重量屯数(K/T))
不定期専用船事業	撒積船 (ケーブサイズ)	435	平成22年3月	149,477
	自動車船	30	平成22年1月	2,613

②航空機

事業の種類別 セグメントの名称	設備の内容	当第3四半期連結会計期間末 帳簿価額 (百万円)	除却の予定時期
航空運送事業	航空機	590	平成22年度～平成23年度

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,983,550,000
計	2,983,550,000

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成21年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年2月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,700,550,988	1,700,550,988	東京、名古屋、大阪 各証券取引所 (注)	単元株式数は1,000株である。
計	1,700,550,988	1,700,550,988	—	—

(注) 東京、名古屋、大阪とも市場第一部に上場している。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

2026年満期ユーロ円建現金決済条項及び転換制限条項付転換社債型新株予約権付社債（平成18年9月20日発行）

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	11,000 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	70,697,722
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 777.96 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 平成18年10月4日 至 平成38年9月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 777.96 資本組入額 388.98

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 各本新株予約権の一部行使はできない。</p> <p>(2) 2025年9月30日までは、本新株予約権付社債権者は、ある四半期の最後の取引日（以下に定義する。）に終了する30連続取引日のうちいずれかの20取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の120%を超えた場合に限って、翌四半期の初日から末日までの期間において、本新株予約権を行使することができる。なお、かかる計算は2025年9月30日に終了する四半期に関しては行わない。2025年10月1日以降、本新株予約権付社債権者は、同日以降のいずれかの取引日において当社普通株式の終値が当該取引日に適用のある転換価額の120%を超えた場合には、以後いつでも本新株予約権を行使することができる。但し、本(2)記載の本新株予約権の行使の条件は、以下(イ)、(ロ)及び(ハ)の期間は適用されない。</p> <p>(イ)①(株)格付投資情報センター若しくはその承継格付機関（以下「R&I」という。）による当社の長期債務の格付（長期債務の格付がない場合は、当社の発行体格付。以下同じ。）若しくは本新株予約権付社債の格付（格付がなされた場合に限る。以下同じ。）がA-以下である期間、②R&Iにより当社の長期債務の格付若しくは本新株予約権付社債の格付がなされなくなった期間、又は③R&Iによる当社の長期債務の格付若しくは本新株予約権付社債の格付が停止若しくは撤回されている期間</p> <p>(ロ)当社が、本新株予約権付社債権者に対して、当社の選択による本社債の繰上償還の通知を行った後の期間</p> <p>(ハ)当社が組織再編等を行うにあたり、本新株予約権の行使を禁止しない限り、本新株予約権付社債権者に対して、本新株予約権付社債の要項に従い当該組織再編等に関する通知を行った後の期間</p> <p>なお、本(2)において「取引日」とは、(株)東京証券取引所が開設されている日をいい、終値が発表されない日を含まない。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権は転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債と分離して譲渡できない。
代用払込みに関する事項	—

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>(1) 当社が組織再編等を行う場合、(イ)その時点において(法律の公的又は司法上の解釈又は適用を考慮した結果)法律上実行可能であり、(ロ)その実行のための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ(ハ)その全体において当社が不合理であると判断する費用又は支出(租税負担を含む。)を当社又は承継会社等(以下に定義する。)に生じさせることなく実行可能であるときは、当社は、承継会社等をして、本社債の債務者とするための本新株予約権付社債の要項に定める措置及び本新株予約権に代わる新たな新株予約権の交付をさせる最善の努力をしなければならない。「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって本新株予約権付社債及び/又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社を総称するというものとする。</p> <p>(2) 上記(1)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。</p> <p>① 新株予約権の数 当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。</p> <p>② 新株予約権の目的である株式の種類 承継会社等の普通株式とする。</p> <p>③ 新株予約権の目的である株式の数 承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(i)又は(ii)に従う。なお、転換価額は(注)2と同様の調整に服する。</p> <p>(i) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等の際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、転換価額は承継会社等の普通株式の時価とする。</p> <p>(ii) 上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。</p> <p>④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額 承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該社債の価額は、承継された本社債の払込金額と同額とする。</p> <p>⑤ 新株予約権を行使することができる期間 当該組織再編等の効力発生日(場合によりその14日後以内の日)から、上記新株予約権の行使期間に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。</p>

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>⑥ その他の新株予約権の行使の条件 承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。また、承継会社等の新株予約権の行使は、上記新株予約権の行使の条件と同様の制限を受ける。</p> <p>⑦ 承継会社等による新株予約権付社債の取得 承継会社等は、承継会社等の新株予約権及び承継された社債を当社による本新株予約権付社債の取得と同様に取得することができる。</p> <p>⑧ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p> <p>⑨ 組織再編等が生じた場合 承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。</p> <p>⑩ その他 承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。</p> <p>(3) 当社は、上記(1)の定めに従い本社債及び信託証券に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。</p> <p>(4) 当社は、上記(1)に定める事項が、(i) (法律の公的若しくは司法上の解釈又は適用を考慮した結果) 法律上可能でないか、(ii) その実行のための仕組みが構築されておらず、かつ構築可能でないか、又は(iii) その全体において当社が不合理であると判断する費用若しくは支出(租税負担を含む。)を当社若しくは承継会社等に生じさせることなく実行できない場合、本新株予約権付社債権者に対し、その保有していた本新株予約権付社債と同等の経済的利益を提供する旨の申し出を行うか又は承継会社等をしてかかる申し出を行わせるものとする。なお、その全体において当社が不合理であると判断する費用又は支出(租税負担を含む。)を当社又は承継会社等に生じさせず、(法律の公的又は司法上の解釈又は適用を考慮した結果) 法律上及び実務上可能である場合には、当社は、かかる経済的利益の一部として、上記(2)に定める新株予約権を承継会社等に交付させる最善の努力をしなければならない。</p>
新株予約権付社債の残高(百万円)	55,000

- (注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は本社債の額面金額を転換価額で除した株式数となる。ただし転換価額は以下の(注) 2に記載のとおり調整されることがある。また、その場合生じる 1 株未満の端数は、これを捨てる。
2. 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、以下の算式により調整される。なお、以下の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成21年12月 1 日 (注) 1	10,362,915	1,240,550,988	—	88,531,033	2,704,720	95,903,057
平成21年12月 8 日 (注) 2	427,000,000	1,667,550,988	51,786,560	140,317,593	51,786,560	147,689,617
平成21年12月25日 (注) 3	33,000,000	1,700,550,988	4,002,240	144,319,833	4,002,240	151,691,857

- (注) 1. 太平洋海運(株)との株式交換
割当比率 太平洋海運(株)株式 1 株 : 当社株式 0.244 株
2. 公募増資（一般募集）
発行価格 253円
発行価額 242.56円
資本組入額 121.28円
3. 有償第三者割当（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）
発行価額 242.56円
資本組入額 121.28円
割当先 野村証券(株)

(5) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(注) 1. 東京海上日動火災保険㈱から平成21年12月22日付（報告義務発生日は平成21年12月15日）の大量保有（変更）報告書の写しの送付があり、東京海上日動火災保険㈱及び東京海上アセットマネジメント投信㈱がそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を同日現在で受けているが、当社として当第3四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができていない。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
東京海上日動火災保険㈱	東京都千代田区丸の内1-2-1	株式 57,031	3.42
東京海上アセットマネジメント投信㈱	東京都千代田区丸の内1-3-1	株式 1,866	0.11
計	—	株式 58,897	3.53

2. ㈱三菱UFJフィナンシャル・グループから平成22年1月8日付（報告義務発生日は平成21年12月28日）の大量保有（変更）報告書の写しの送付があり、㈱三菱東京UFJ銀行他4社がそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を同日現在で受けているが、当社として当第3四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができていない。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
㈱三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	株式 47,145	2.77
三菱UFJ信託銀行㈱	東京都千代田区丸の内1-4-5	株式 79,233	4.66
三菱UFJ証券㈱	東京都千代田区丸の内2-4-1	株式 8,037	0.47
三菱UFJセキュリティーズインターナショナル	6 BROADGATE, LONDON EC2M 2AA, UNITED KINGDOM	株式 4,114	0.24
三菱UFJ投信㈱	東京都千代田区丸の内1-4-5	株式 5,188	0.31
計	—	株式 143,718	8.43

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成21年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成21年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 2,522,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,217,676,000	1,217,676	—
単元未満株式	普通株式 9,990,073	—	—
発行済株式総数	1,230,188,073	—	—
総株主の議決権	—	1,217,676	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式15,000株（議決権15個）が含まれている。

② 【自己株式等】

平成21年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本郵船株	東京都千代田区丸の内 2-3-2	2,385,000	—	2,385,000	0.19
日本港運株	神戸市中央区海岸通 5-1-3	8,000	—	8,000	0.00
三洋海事株	大阪市北区梅田 1-2-2-800	15,000	—	15,000	0.00
新和海運株	東京都千代田区大手町 1-8-1	90,000	—	90,000	0.00
太平洋汽船株	東京都千代田区神田駿河台 4-2-5	24,000	—	24,000	0.00
計	—	2,522,000	—	2,522,000	0.20

(注) 株主名簿上は当社名義となっているが、実質的に所有していない株式500株（議決権0個）が含まれている。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	479	462	488	423	423	405	372	345	294
最低(円)	378	402	408	375	391	345	332	263	254

(注) 月別の最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものである。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、本四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成している。

なお、前第3四半期連結会計期間（自平成20年10月1日 至平成20年12月31日）及び前第3四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年12月31日）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（自平成21年10月1日 至平成21年12月31日）及び当第3四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年12月31日）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成している。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（自平成20年10月1日 至平成20年12月31日）及び前第3四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年12月31日）に係る四半期連結財務諸表については、監査法人トーマツにより四半期レビューを受け、当第3四半期連結会計期間（自平成21年10月1日 至平成21年12月31日）及び当第3四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年12月31日）に係る四半期連結財務諸表については、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けている。

なお、従来から当社が監査証明を受けている監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなった。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結損益計算書】
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
売上高	2,031,311	1,237,314
売上原価	1,671,197	1,122,874
売上総利益	360,113	114,439
販売費及び一般管理費	※1 188,752	※1 146,551
営業利益又は営業損失(△)	171,361	△32,111
営業外収益		
受取利息	4,035	1,994
受取配当金	6,539	3,660
持分法による投資利益	6,717	1,293
その他	3,778	5,068
営業外収益合計	21,070	12,015
営業外費用		
支払利息	17,645	14,840
為替差損	6,136	1,886
その他	1,537	4,236
営業外費用合計	25,319	20,962
経常利益又は経常損失(△)	167,112	△41,058
特別利益		
固定資産売却益	6,679	8,539
関係会社株式売却益	4,564	—
投資有価証券売却益	—	7,602
その他	3,830	4,226
特別利益合計	15,075	20,369
特別損失		
固定資産売却損	84	285
投資有価証券評価損	4,693	—
貸倒引当金繰入額	—	1,591
その他	5,424	4,123
特別損失合計	10,201	6,000
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	171,985	△26,689
法人税等	※2 58,479	※2 △2,171
少数株主利益	3,249	2,161
四半期純利益又は四半期純損失(△)	110,256	△26,679

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
売上高	611,436	442,795
売上原価	514,901	390,218
売上総利益	96,535	52,576
販売費及び一般管理費	※1 60,003	※1 47,625
営業利益	36,532	4,951
営業外収益		
受取利息	784	452
受取配当金	2,218	1,072
持分法による投資利益	46	954
その他	869	1,227
営業外収益合計	3,919	3,707
営業外費用		
支払利息	5,238	4,830
為替差損	7,550	133
その他	383	839
営業外費用合計	13,172	5,802
経常利益	27,279	2,856
特別利益		
固定資産売却益	469	1,679
関係会社株式売却益	4,446	—
投資有価証券売却益	—	1,187
その他	1,666	2,396
特別利益合計	6,582	5,263
特別損失		
固定資産売却損	11	52
投資有価証券評価損	3,795	—
固定資産除却損	—	334
その他	1,133	915
特別損失合計	4,940	1,302
税金等調整前四半期純利益	28,921	6,817
法人税等	※2 9,006	※2 2,933
少数株主利益	931	1,209
四半期純利益	18,982	2,674

(2) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	132,406	135,770
受取手形及び営業未収入金	182,716	172,458
有価証券	115,288	779
たな卸資産	※1 44,706	※1 32,856
繰延及び前払費用	53,333	42,401
繰延税金資産	6,568	5,130
その他	79,096	104,208
貸倒引当金	△3,158	△3,015
流動資産合計	610,957	490,588
固定資産		
有形固定資産		
船舶（純額）	657,797	688,860
建物及び構築物（純額）	81,372	76,163
航空機（純額）	5,128	5,222
機械装置及び運搬具（純額）	29,081	29,566
器具及び備品（純額）	6,408	6,499
土地	62,910	59,952
建設仮勘定	267,485	295,423
その他（純額）	5,700	5,968
有形固定資産合計	※2 1,115,884	※2 1,167,656
無形固定資産		
借地権	2,119	1,502
ソフトウェア	9,391	10,834
のれん	23,090	20,043
その他	4,455	4,102
無形固定資産合計	39,057	36,482
投資その他の資産		
投資有価証券	282,774	253,879
長期貸付金	14,549	13,520
繰延税金資産	35,498	31,698
その他	83,954	79,438
貸倒引当金	△5,069	△3,612
投資その他の資産合計	411,707	374,925
固定資産合計	1,566,649	1,579,063
繰延資産	2,472	1,618
資産合計	2,180,079	2,071,270

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び営業未払金	161,037	145,087
1年内償還予定の社債	—	20,000
短期借入金	121,857	239,163
コマーシャル・ペーパー	—	4,000
未払法人税等	5,552	12,399
繰延税金負債	1,924	367
前受金	43,885	36,953
賞与引当金	5,977	8,043
役員賞与引当金	319	469
独禁法関連引当金	4,091	8,518
その他	88,142	99,983
流動負債合計	432,789	574,988
固定負債		
社債	251,145	191,197
長期借入金	684,871	613,640
繰延税金負債	11,074	10,504
退職給付引当金	16,437	16,060
役員退職慰労引当金	2,637	2,571
特別修繕引当金	19,541	13,498
独禁法関連引当金	1,728	1,728
その他	72,759	65,844
固定負債合計	1,060,196	915,045
負債合計	1,492,986	1,490,033
純資産の部		
株主資本		
資本金	144,319	88,531
資本剰余金	155,668	97,189
利益剰余金	398,711	426,217
自己株式	△1,504	△1,493
株主資本合計	697,194	610,444
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	30,304	10,935
繰延ヘッジ損益	△37,055	△37,889
為替換算調整勘定	△44,686	△39,369
評価・換算差額等合計	△51,436	△66,323
少数株主持分	41,335	37,116
純資産合計	687,093	581,237
負債純資産合計	2,180,079	2,071,270

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	171,985	△26,689
減価償却費	74,571	72,905
減損損失	1,599	145
有形及び無形固定資産除売却損益(△は益)	△5,465	△7,796
有価証券及び投資有価証券売却損益(△は益)	△5,555	△7,415
有価証券及び投資有価証券評価損益(△は益)	4,693	494
持分法による投資損益(△は益)	△6,717	△1,293
受取利息及び受取配当金	△10,574	△5,654
支払利息	17,645	14,840
為替差損益(△は益)	5,742	402
売上債権の増減額(△は増加)	18,087	△5,099
たな卸資産の増減額(△は増加)	18,757	△11,947
仕入債務の増減額(△は減少)	△38,992	11,233
その他	△18,485	△8,277
小計	227,292	25,848
利息及び配当金の受取額	14,608	9,054
利息の支払額	△18,853	△16,223
法人税等の支払額又は還付額(△は支払)	△91,161	5,388
営業活動によるキャッシュ・フロー	131,885	24,069
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△1,306	△2,146
有価証券の売却による収入	2,001	2,186
有形及び無形固定資産の取得による支出	△332,849	△170,594
有形及び無形固定資産の売却による収入	202,171	136,749
投資有価証券の取得による支出	△10,678	△11,283
投資有価証券の売却による収入	7,729	18,457
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	—	△3,357
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	△331	△2,612
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	—	213
貸付けによる支出	△4,220	△7,752
貸付金の回収による収入	7,518	4,836
その他	1,569	6,135
投資活動によるキャッシュ・フロー	△128,394	△29,167

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	26,166	△99,302
コマーシャル・ペーパーの増減額 (△は減少)	18,000	△4,000
長期借入れによる収入	86,951	148,336
長期借入金の返済による支出	△70,968	△65,994
社債の発行による収入	—	59,787
社債の償還による支出	△1,000	△20,000
株式の発行による収入	—	110,778
自己株式の取得による支出	△273	△46
自己株式の売却による収入	111	20
配当金の支払額	△30,698	△4,911
少数株主への配当金の支払額	△777	△677
その他	△989	△2,313
財務活動によるキャッシュ・フロー	26,520	121,677
現金及び現金同等物に係る換算差額	△23,857	△5,925
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	6,153	110,652
現金及び現金同等物の期首残高	115,963	126,768
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	3,473	4,664
連結子会社の決算期変更に伴う現金及び現金同等物の期首残高増減額 (△は減少)	13	△63
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 125,604	※1 242,022

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>連結子会社の数 729社</p> <p>第1四半期連結会計期間における変更は以下のとおりである。 NYK BUSINESS SYSTEMS EUROPE LTD. は、新たに設立したため、連結の範囲に含めた。 (株)グローバル オーシャン ディベロップメント他33社は、総資産、売上高、純利益及び利益剰余金等とも重要性が生じたため、連結の範囲に含めた。 DISCOVER SHIP NAVIGATION S. A. 他13社は株式の取得により、連結子会社となった。 LCL CARIBBEAN CORP. 他5社は、総資産、売上高、純利益及び利益剰余金等とも重要性が生じたため、持分法適用の範囲から除外し、連結の範囲に含めた。 太平洋海運(株)は株式の追加取得により持分法適用の関連会社から連結子会社となった。</p> <p>CARTER MARITIMA S. A. 他9社は、会社を清算したため、連結の範囲から除外した。 MONDIA LOGISTICS S. A. は、平成21年4月1日付をもってNYK LOGISTICS (CHARLEROI) S. A. と合併したため、連結の範囲から除外した。</p> <p>第2四半期連結会計期間における変更は以下のとおりである。 JACQUART SHIPHOLDING S. A. 他2社は、総資産、売上高、純利益及び利益剰余金等とも重要性が生じたため、連結の範囲に含めた。 CEREZO MARITIMA S. A. 他3社は、会社を清算したため、連結の範囲から除外した。 NYK LOGISTICS (FUZHOU BONDED ZONE) LTD. は株式売却のため、連結の範囲から除外した。</p> <p>当第3四半期連結会計期間における変更は以下のとおりである。 PIDGEOT MARITIMA S. A. 他4社は、総資産、売上高、純利益及び利益剰余金等とも重要性が生じたため、連結の範囲に含めた。 SUN TAY KEE LTD. 他5社は、会社を清算したため、連結の範囲から除外した。 ANTWERP CAR PROCESSING CENTER N. V. 他3社は、平成21年10月30日付をもって、INTERNATIONAL CAR OPERATORS N. V. と合併したため、連結の範囲から除外した。 NYK-SCF LNG SHIPPING NO. 1 LTD. 他1社は、株式の一部売却により持分法適用の関連会社となったため、連結の範囲から除外した。</p>
2. 持分法の適用に関する事項の変更	<p>持分法適用会社の数 非連結子会社 16社 関連会社 62社</p> <p>第1四半期連結会計期間における変更は以下のとおりである。 日本マントル・クエスト(株)他4社は、純利益及び利益剰余金等とも重要性が生じたため、持分法適用の範囲に含めた。 LCL CARIBBEAN CORP. 他5社は、総資産、売上高、純利益及び利益剰余金等とも重要性が生じ、連結の範囲に含めたため、持分法適用の範囲から除外した。 従来持分法適用の関連会社であった太平洋海運(株)は、株式の追加取得により連結の範囲に含めたため、持分法適用の範囲から除外した。</p> <p>当第3四半期連結会計期間における変更は以下のとおりである。 従来連結子会社であったNYK-SCF LNG SHIPPING NO. 1 LTD. 他1社は、株式の一部売却により持分法適用の関連会社となった。</p>
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項の変更	<p>第1四半期連結会計期間より、連結子会社である(株)ジェネックは決算日を2月28日から3月31日に変更している。決算期変更に伴う1ヶ月間の損益は、利益剰余金の減少として調整している。</p>

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
4. 会計処理基準に関する事項の変更	完成工事高及び完成工事原価の計上基準の変更 請負工事に係る収益の計上基準については、従来、工事完成基準を適用していたが、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を第1四半期連結会計期間から適用し、第1四半期連結会計期間に着手した工事契約から、当第3四半期連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用している。この変更による損益への影響は軽微である。

【表示方法の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
(四半期連結損益計算書関係)	<p>前第3四半期連結累計期間において区分掲記していた「関係会社株式売却益」(当第3四半期連結累計期間17百万円)は、特別利益の総額の100分の20以下であるため、当第3四半期連結累計期間においては特別利益の「その他」に含めて表示している。</p> <p>「投資有価証券売却益」(前第3四半期連結累計期間1,081百万円)は、前第3四半期連結累計期間において特別利益の「その他」に含めて表示していたが、特別利益の総額の100分の20を超えたため、区分掲記している。</p> <p>前第3四半期連結累計期間において区分掲記していた「投資有価証券評価損」(当第3四半期連結累計期間492百万円)は、特別損失の総額の100分の20以下であるため、当第3四半期連結累計期間においては特別損失の「その他」に含めて表示している。</p> <p>「貸倒引当金繰入額」(前第3四半期連結累計期間531百万円)は、前第3四半期連結累計期間において特別損失の「その他」に含めて表示していたが、特別損失の総額の100分の20を超えたため、区分掲記している。</p>

	当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)
(四半期連結損益計算書関係)	<p>前第3四半期連結会計期間において区分掲記していた「関係会社株式売却益」(当第3四半期連結会計期間0百万円)は、特別利益の総額の100分の20以下であるため、当第3四半期連結会計期間においては特別利益の「その他」に含めて表示している。</p> <p>「投資有価証券売却益」(前第3四半期連結会計期間298百万円)は、前第3四半期連結会計期間において特別利益の「その他」に含めて表示していたが、特別利益の総額の100分の20を超えたため、区分掲記している。</p> <p>前第3四半期連結会計期間において区分掲記していた「投資有価証券評価損」(当第3四半期連結会計期間256百万円)は、特別損失の総額の100分の20以下であるため、当第3四半期連結会計期間においては特別損失の「その他」に含めて表示している。</p> <p>「固定資産除却損」(前第3四半期連結会計期間122百万円)は、前第3四半期連結会計期間において特別損失の「その他」に含めて表示していたが、特別損失の総額の100分の20を超えたため、区分掲記している。</p>

【簡便な会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
<p>1. 一般債権の貸倒見積高の算定方法 当第3四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定している。</p> <p>2. 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法 当社及び一部の連結子会社は、法人税等の納付税額の算定に関して、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっている。 前連結会計年度末以降、経営環境等かつ一時差異等の発生状況に、繰延税金資産の回収可能性の判断に影響を及ぼす程度の著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっている。</p>

【注記事項】

(四半期連結損益計算書関係)

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
<p>※1. 販売費及び一般管理費のうち主要なものは次のとおりである。 従業員給与 68,764百万円</p> <p>※2. 「法人税、住民税及び事業税」と「法人税等調整額」を「法人税等」に一括して表示している。</p>	<p>※1. 販売費及び一般管理費のうち主要なものは次のとおりである。 従業員給与 56,325百万円</p> <p>※2. 同左</p>

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)
<p>※1. 販売費及び一般管理費のうち主要なものは次のとおりである。 従業員給与 23,052百万円</p> <p>※2. 「法人税、住民税及び事業税」と「法人税等調整額」を「法人税等」に一括して表示している。</p>	<p>※1. 販売費及び一般管理費のうち主要なものは次のとおりである。 従業員給与 20,114百万円</p> <p>※2. 同左</p>

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
※1. たな卸資産の内訳 商品及び製品 3,417百万円 仕掛品 1,068 " 原材料及び貯蔵品 40,219 " ※2. 有形固定資産の減価償却累計額 894,205百万円 3. 偶発債務 (1) 保証債務等 連結会社(当社及び連結子会社)以外の会社の金融機関からの借入れ等に対し、債務保証等を行っている。 NYK ARMATEUR S. A. S. 34,636百万円 YEBISU SHIPPING LTD. 6,262 " OJV CAYMAN 5 LTD. 5,266 " OJV CAYMAN 1 LTD. 4,708 " PENINSULA LNG TRANSPORT NO. 1 LTD. 3,568 " PENINSULA LNG TRANSPORT NO. 3 LTD. 3,479 " CAMARTINA SHIPPING INC. 3,456 " PENINSULA LNG TRANSPORT NO. 2 LTD. 3,447 " INDIA LNG TRANSPORT COMPANY (NO. 1) LTD. 及び (NO. 2) LTD. 3,099 " TATA NYK SHIPPING PTE. LTD. 2,454 " 飛島コンテナ埠頭株 2,006 " LNG EAST-WEST SHIPPING COMPANY (SINGAPORE) PTE. LTD. 1,555 " THE DENHOLM LINE STEAMERS LTD. 1,498 " OJV CAYMAN 3 LTD. 1,320 " J5 NAKILAT NO. 1 LTD. 1,292 " J5 NAKILAT NO. 3 LTD. 1,271 " J5 NAKILAT NO. 6 LTD. 1,244 " J5 NAKILAT NO. 4 LTD. 1,243 " J5 NAKILAT NO. 7 LTD. 1,236 " J5 NAKILAT NO. 8 LTD. 1,220 " J5 NAKILAT NO. 2 LTD. 1,214 " J5 NAKILAT NO. 5 LTD. 1,197 " PENINSULA LNG TRANSPORT NO. 4 LTD. 1,082 " 船舶保有・貸渡関係会社(2社) 2,817 " 従業員 2,193 " その他49社 8,028 " 計 100,801 "	※1. たな卸資産の内訳 商品及び製品 4,006百万円 仕掛品 714 " 原材料及び貯蔵品 28,135 " ※2. 有形固定資産の減価償却累計額 834,084百万円 3. 偶発債務 (1) 保証債務等 連結会社(当社及び連結子会社)以外の会社の金融機関からの借入れ等に対し、債務保証等を行っている。 NYK ARMATEUR S. A. S. 33,908百万円 YEBISU SHIPPING LTD. 6,735 " OJV CAYMAN 1 LTD. 4,708 " OJV CAYMAN 5 LTD. 4,565 " PENINSULA LNG TRANSPORT NO. 1 LTD. 4,056 " PENINSULA LNG TRANSPORT NO. 3 LTD. 3,978 " PENINSULA LNG TRANSPORT NO. 2 LTD. 3,939 " CAMARTINA SHIPPING INC. 3,899 " INDIA LNG TRANSPORT COMPANY (NO. 1) LTD. 及び (NO. 2) LTD. 3,598 " 飛島コンテナ埠頭株 2,063 " THE DENHOLM LINE STEAMERS LTD. 1,754 " LNG EAST-WEST SHIPPING COMPANY (SINGAPORE) PTE. LTD. 1,560 " OJV CAYMAN 3 LTD. 1,320 " LAEM CHABANG CRUISE CENTRE CO., LTD. 1,228 " J5 NAKILAT NO. 7 LTD. 1,213 " J5 NAKILAT NO. 6 LTD. 1,203 " J5 NAKILAT NO. 4 LTD. 1,199 " J5 NAKILAT NO. 8 LTD. 1,185 " J5 NAKILAT NO. 3 LTD. 1,185 " J5 NAKILAT NO. 2 LTD. 1,180 " J5 NAKILAT NO. 1 LTD. 1,180 " J5 NAKILAT NO. 5 LTD. 1,171 " ASIA AUTOMOBILE TERMINAL (SINGAPORE) PTE. LTD. 1,163 " PENINSULA LNG TRANSPORT NO. 4 LTD. 1,082 " 船舶保有・貸渡関係会社(2社) 3,188 " 従業員 2,461 " その他48社 10,022 " 計 104,755 "

当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)																					
<p>(2) 連帯債務</p> <table border="1" data-bbox="279 246 774 470"> <thead> <tr> <th>他の連帯債務者</th> <th>連帯債務のうち 他の連帯債務者 負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>㈱商船三井</td> <td>4,715百万円</td> </tr> <tr> <td>川崎汽船㈱</td> <td>1,937 "</td> </tr> <tr> <td>飯野海運㈱</td> <td>516 "</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>7,169 "</td> </tr> </tbody> </table> <p>連帯債務のうち当社及び連結子会社負担額は連結貸借対照表の項目のうち、長期借入金及び短期借入金に計上している。</p>	他の連帯債務者	連帯債務のうち 他の連帯債務者 負担額	㈱商船三井	4,715百万円	川崎汽船㈱	1,937 "	飯野海運㈱	516 "	計	7,169 "	<p>(2) 連帯債務</p> <table border="1" data-bbox="917 246 1412 470"> <thead> <tr> <th>他の連帯債務者</th> <th>連帯債務のうち 他の連帯債務者 負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>㈱商船三井</td> <td>7,695百万円</td> </tr> <tr> <td>川崎汽船㈱</td> <td>3,162 "</td> </tr> <tr> <td>飯野海運㈱</td> <td>843 "</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>11,701 "</td> </tr> </tbody> </table> <p>連帯債務のうち当社及び連結子会社負担額は連結貸借対照表の項目のうち、長期借入金及び短期借入金に計上している。</p>	他の連帯債務者	連帯債務のうち 他の連帯債務者 負担額	㈱商船三井	7,695百万円	川崎汽船㈱	3,162 "	飯野海運㈱	843 "	計	11,701 "	
他の連帯債務者	連帯債務のうち 他の連帯債務者 負担額																					
㈱商船三井	4,715百万円																					
川崎汽船㈱	1,937 "																					
飯野海運㈱	516 "																					
計	7,169 "																					
他の連帯債務者	連帯債務のうち 他の連帯債務者 負担額																					
㈱商船三井	7,695百万円																					
川崎汽船㈱	3,162 "																					
飯野海運㈱	843 "																					
計	11,701 "																					
<p>(3) 連結子会社が船舶に関して締結しているオペレーティング・リース契約の一部には残価保証の条項が含まれている。残価保証による潜在的な最大支払額は25,601百万円であり、当該オペレーティング・リース契約の購入選択権を行使せずにリース資産を返却することを選択した場合に支払いを実行する可能性がある。なお、当該オペレーティング・リース契約は2018年12月までの間に終了する。</p>	<p>(3) 以下に示す連結子会社がそれぞれ船舶に関して締結しているオペレーティング・リース契約には残価保証の条項が含まれている。残価保証による潜在的な最大支払額及びその支払月は以下のとおりであり、当該オペレーティング・リース契約の購入選択権を行使せずにリース資産を返却することを選択した場合に支払いを実行する可能性がある。</p> <table border="1" data-bbox="837 884 1412 1131"> <thead> <tr> <th>連結子会社</th> <th>最大支払額</th> <th>残価支払月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>NYK ORION CORPORATION</td> <td>2,549 百万円</td> <td>2018年3月</td> </tr> <tr> <td>NYK TERRA CORPORATION</td> <td>3,375 "</td> <td>2018年7月</td> </tr> <tr> <td>RAJA MARITIMA S. A.</td> <td>811 "</td> <td>2018年9月</td> </tr> <tr> <td>NYK THESEUS CORPORATION</td> <td>2,089 "</td> <td>2018年11月</td> </tr> <tr> <td>NYK TRITON CORPORATION</td> <td>2,125 "</td> <td>2018年12月</td> </tr> <tr> <td>MOET SHIPHOLDING S. A.</td> <td>5,041 "</td> <td>2014年3月</td> </tr> </tbody> </table>	連結子会社	最大支払額	残価支払月	NYK ORION CORPORATION	2,549 百万円	2018年3月	NYK TERRA CORPORATION	3,375 "	2018年7月	RAJA MARITIMA S. A.	811 "	2018年9月	NYK THESEUS CORPORATION	2,089 "	2018年11月	NYK TRITON CORPORATION	2,125 "	2018年12月	MOET SHIPHOLDING S. A.	5,041 "	2014年3月
連結子会社	最大支払額	残価支払月																				
NYK ORION CORPORATION	2,549 百万円	2018年3月																				
NYK TERRA CORPORATION	3,375 "	2018年7月																				
RAJA MARITIMA S. A.	811 "	2018年9月																				
NYK THESEUS CORPORATION	2,089 "	2018年11月																				
NYK TRITON CORPORATION	2,125 "	2018年12月																				
MOET SHIPHOLDING S. A.	5,041 "	2014年3月																				
<p>(4) 当社及び連結子会社である日本貨物航空㈱が航空機に関して締結しているオペレーティング・リース契約の一部には、残価保証の条項が含まれている。残価保証による潜在的な最大支払額は25,858百万円であり、リース期間終了後に当該リース資産を返却することを選択した場合に支払いを実行する可能性がある。なお、当該オペレーティング・リース契約は2013年12月までの間に終了する。</p> <p>(5) 連結子会社である日本貨物航空㈱は、航空貨物輸送に関わる価格カルテル等に関連して欧州及び韓国当局の調査を受けている。このうち、欧州委員会による調査においては、平成19年12月に異議告知書を受領している。また、韓国公正取引委員会の調査においては、平成21年10月に韓国公正取引法違反の疑いがあるとして審査報告書を受領している。この他に、上記に関連して、米国において、日本貨物航空㈱は、請求金額を特定しないまま損害賠償請求訴訟（集団訴訟）を提起されている。</p> <p>このため、欧州委員会の調査などについては引当金を計上している。また、その他の調査及び訴訟の結果についても、日本貨物航空㈱の経営成績に影響を及ぼす可能性があるが、それらの結果を合理的に予測することは困難である。</p>	<p>(4) 連結子会社である日本貨物航空㈱が航空機に関して締結しているオペレーティング・リース契約の一部には残価保証の条項が含まれている。残価保証による潜在的な最大支払額は17,100百万円であり、リース期間終了後に当該リース資産を返却することを選択した場合に支払いを実行する可能性がある。なお、当該オペレーティング・リース契約は2013年12月までの間に終了する。</p> <p>(5) 世界各国の主要航空会社は航空貨物輸送に関わる価格カルテル等に関連して米欧当局などの調査を受けており、連結子会社である日本貨物航空㈱も、米国、欧州委員会及び韓国の各当局の調査を受けている。また、上記に関連して、米国において、日本貨物航空㈱は、請求金額を特定しないまま損害賠償請求訴訟（集団訴訟）を提起されている。</p> <p>このうち米欧当局の調査については、当連結会計年度より引当金を計上している。その他の調査及び訴訟の結果は、日本貨物航空㈱の経営成績に影響を及ぼす可能性もあるが、現在においても調査が進行中であり、それらの結果を合理的に予測することは困難である。</p>																					

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
※1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年12月31日現在)	※1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年12月31日現在)
現金及び預金勘定 129,456百万円	現金及び預金勘定 132,406百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金 △3,852 "	預入期間が3ヶ月を超える定期預金 △4,384 "
現金及び現金同等物 125,604 "	取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する譲渡性預金(有価証券勘定) 114,000 "
	現金及び現金同等物 242,022 "

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成21年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(千株)	1,700,550

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(千株)	2,445

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月23日 定時株主総会	普通株式	2,455	利益剰余金	2	平成21年3月31日	平成21年6月24日
平成21年10月27日 取締役会	普通株式	2,455	利益剰余金	2	平成21年9月30日	平成21年11月24日

(2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間末後となるもの

該当事項なし。

4. 株主資本の著しい変動に関する事項

(単位：百万円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
前連結会計年度末残高	88,531	97,189	426,217	△1,493	610,444
当第3四半期連結会計期間末までの変動額					
新株の発行 (注) 1	55,788	55,788			111,577
株式交換による増加 (注) 2		2,704			2,704
剰余金の配当			△4,911		△4,911
四半期純損失			△26,679		△26,679
自己株式の取得				△46	△46
自己株式の処分		△14		35	20
連結子会社の決算期変更に伴う増減			△93		△93
連結範囲の変動			3,399		3,399
持分法の適用範囲の変動			933		933
その他			△155		△155
当第3四半期連結会計期間末までの変動額合計	55,788	58,478	△27,506	△11	86,750
当第3四半期連結会計期間末残高	144,319	155,668	398,711	△1,504	697,194

(注) 1. 当社は、平成21年12月8日付で公募増資の払込み、平成21年12月25日付でオーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関する第三者割当増資の払込みを受けた。

2. 当社は、平成21年12月1日付で太平洋海運㈱を完全子会社とする株式交換を行った。

(有価証券関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成21年12月31日)

時価のある満期保有目的の債券及びその他有価証券が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、当該有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額に前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められる。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 国債・地方債等	381	388	6
(2) 社債	847	869	22
(3) その他 (注)	114,011	114,007	△4
合計	115,240	115,265	24

(注) その他には、譲渡性預金が含まれている。

2. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価(百万円)	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額(百万円)
(1) 株式	116,746	165,299	48,552
(2) 債券	58	59	1
(3) その他	113	102	△11
合計	116,919	165,461	48,542

(企業結合等関係)

当第3四半期連結会計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)

共通支配下の取引等

(株式交換による太平洋海運㈱の完全子会社化)

当社は、平成21年7月27日付の株式交換契約に基づき、平成21年12月1日に太平洋海運㈱を完全子会社とする株式交換を行った。

1. 結合当事企業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業内容

企業の名称：太平洋海運株式会社

事業の内容：船舶運航事業、船舶貸渡業、船舶管理業、船用品販売業

(2) 企業結合の法的形式

当社を株式交換完全親会社とし、太平洋海運㈱を株式交換完全子会社とする株式交換

(3) 結合後企業の名称

結合後企業の名称に変更はない。

(4) 取引の目的を含む取引の概要

当社では、太平洋海運㈱が培った独自の運航技術や高度なノウハウを、当社が保有する船隊、商圏や資金調達力等の経営資源と結合することによって、当社の企業価値の向上に活用することができるものと考えている。

一方、企業価値の向上を実現させるためには、太平洋海運㈱を含めた当社グループ内の経営資源の相互有効活用、当社グループ内外の他社との事業再編等、あらゆる手段を検討する必要があると考えられるが、そのためには、太平洋海運㈱を完全子会社化することにより、機動的かつ迅速な意思決定を行い、実行する体制を早期に確立することが必要不可欠であると考え、太平洋海運㈱を完全子会社とすることに合理性があると判断したものである。

2. 実施した会計処理の概要

本株式交換は、「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成19年11月15日公表分)に基づき、共通支配下の取引等として会計処理を実施している。

3. 子会社株式の追加取得に関する事項

(1) 取得原価及びその内訳

取得原価	2,799百万円
(内訳)	
当社普通株式	2,704百万円
取得に直接要した費用	94百万円
計	2,799百万円

当社株式は株式交付日の株価を基礎に評価を行い、太平洋海運㈱の取得原価を算定している。

(2) 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付又は交付予定の株式数及びその評価額

①株式の種類及び交換比率

普通株式 当社 1 : 太平洋海運(株) 0.244

②交換比率の算定方法

本株式交換の公正性・妥当性を確保するため、当社は三菱UFJ証券(株)を、太平洋海運(株)はPwCアドバイザリー(株)を、株式交換比率の算定に関するそれぞれの第三者算定機関として選定し算定を依頼した。

その算定結果を踏まえ、両社間で交渉・協議を重ね、上記交換比率が妥当であると判断し、決定した。

③交付した株式数及びその評価額

交付した株式数	当社の普通株式	10,362,915株
交付した株式の評価額		2,704百万円

(3) 発生したのれんの金額及び発生原因

①発生したのれん金額 1,852百万円

②のれんの発生原因

少数株主から取得した太平洋海運(株)株式の取得原価が少数株主持分の減少額を上回ったためである。

③償却方法及び償却期間

20年間で均等償却

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)

	定期船 事業 (百万円)	不定期 専用船 事業 (百万円)	物流 事業 (百万円)	ターミ ナル関 連事業 (百万円)	客船 事業 (百万円)	航空運送 事業 (百万円)	不動 産業 (百万円)	その他 の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高											
(1) 外部顧客に 対する売上高	151,295	273,470	113,553	25,189	9,413	17,331	2,230	18,951	611,436	—	611,436
(2) セグメント間 の内部売上高 又は振替高	1,552	1,255	1,027	7,817	—	2,100	698	22,179	36,630	(36,630)	—
計	152,848	274,726	114,581	33,006	9,413	19,431	2,928	41,131	648,067	(36,630)	611,436
営業利益 又は損失(△)	△945	37,840	1,750	1,940	△360	△4,446	961	△211	36,529	2	36,532
経常利益 又は損失(△)	△3,765	32,124	2,033	1,213	△347	△5,497	1,116	398	27,276	2	27,279

(注) 1. 事業区分の変更

事業区分の方法については、役務の種類・性質の類似性に経営組織との一体性を加味して区分しているが、経営管理上採用している区分に合わせる為に、従来「その他の事業」に含めて表示していた旅行業を第1四半期連結会計期間から「物流事業」に含める事とした。なお、この事業区分の変更がセグメント情報に与える影響は軽微である。

2. 事業区分の方法

日本標準産業分類を参考とした役務の種類・性質の類似性に経営組織との一体性を加味して区分している。

3. 各事業区分に属する主要な事業・役務の名称

定期船事業……………外航貨物海運業、船舶貸渡業、運送代理店

不定期専用船事業……………外航・沿海貨物海運業、船舶貸渡業、運送代理店

物流事業……………倉庫業、貨物運送取扱業

ターミナル関連事業…コンテナターミナル業、港湾運送業、曳船業

客船事業……………客船の保有・運航業

航空運送事業……………航空運送業

不動産業……………不動産の賃貸・管理・販売業

その他の事業……………機械器具卸売業(船舶用)、その他運輸付帯サービス業、情報処理サービス業、石油製品の卸売業、その他

4. 営業費用の中の共通費は、すべてセグメント別に配賦している。

当第3四半期連結会計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)

	定期船 事業 (百万円)	不定期 専用船 事業 (百万円)	物流 事業 (百万円)	ターミ ナル関 連事業 (百万円)	客船 事業 (百万円)	航空運送 事業 (百万円)	不動 産業 (百万円)	その他 の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高											
(1) 外部顧客に 対する売上高	96,278	192,456	89,942	20,966	7,775	16,139	2,374	16,862	442,795	—	442,795
(2) セグメント間 の内部売上高 又は振替高	983	1,285	351	6,760	—	1,981	652	23,470	35,485	(35,485)	—
計	97,262	193,741	90,293	27,726	7,775	18,121	3,027	40,333	478,281	(35,485)	442,795
営業利益 又は損失(△)	△11,224	15,681	1,887	1,187	△1,592	△1,797	981	△176	4,948	3	4,951
経常利益 又は損失(△)	△12,017	14,285	1,988	1,049	△1,700	△1,968	1,191	24	2,853	3	2,856

(注) 1. 事業区分の方法

日本標準産業分類を参考とした役務の種類・性質の類似性に経営組織との一体性を加味して区分している。

2. 各事業区分に属する主要な事業・役務の名称

定期船事業……………外航貨物海運業、船舶貸渡業、運送代理店

不定期専用船事業……………外航・沿海貨物海運業、船舶貸渡業、運送代理店

物流事業……………倉庫業、貨物運送取扱業

ターミナル関連事業…コンテナターミナル業、港湾運送業、曳船業

客船事業……………客船の保有・運航業

航空運送事業……………航空運送業

不動産業……………不動産の賃貸・管理・販売業

その他の事業……………機械器具卸売業(船舶用)、その他運輸付帯サービス業、情報処理サービス業、石油製品の卸売業、その他

3. 営業費用の中の共通費は、すべてセグメント別に配賦している。

前第3四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

	定期船 事業 (百万円)	不定期 専用船 事業 (百万円)	物流 事業 (百万円)	ターミ ナル関 連事業 (百万円)	客船 事業 (百万円)	航空運送 事業 (百万円)	不動 産業 (百万円)	その他 の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高											
(1) 外部顧客に 対する売上高	498,351	909,063	369,006	81,053	36,312	60,665	6,894	69,964	2,031,311	—	2,031,311
(2) セグメント間 の内部売上高 又は振替高	4,579	4,437	2,517	25,561	—	7,428	1,874	102,181	148,579	(148,579)	—
計	502,930	913,501	371,524	106,614	36,312	68,094	8,768	172,145	2,179,891	(148,579)	2,031,311
営業利益 又は損失(△)	△5,108	169,539	6,498	6,502	2,382	△10,212	2,820	△1,067	171,354	6	171,361
経常利益 又は損失(△)	△7,500	166,731	7,144	5,198	2,259	△11,376	3,450	1,197	167,105	6	167,112

(注) 1. 事業区分の変更

事業区分の方法については、役務の種類・性質の類似性に経営組織との一体性を加味して区分しているが、経営管理上採用している区分に合わせる為に、従来「その他の事業」に含めて表示していた旅行業を第1四半期連結会計期間から「物流事業」に含める事とした。なお、この事業区分の変更がセグメント情報に与える影響は軽微である。

2. 事業区分の方法

日本標準産業分類を参考とした役務の種類・性質の類似性に経営組織との一体性を加味して区分している。

3. 各事業区分に属する主要な事業・役務の名称

定期船事業……………外航貨物海運業、船舶貸渡業、運送代理店

不定期専用船事業……………外航・沿海貨物海運業、船舶貸渡業、運送代理店

物流事業……………倉庫業、貨物運送取扱業

ターミナル関連事業…コンテナターミナル業、港湾運送業、曳船業

客船事業……………客船の保有・運航業

航空運送事業……………航空運送業

不動産業……………不動産の賃貸・管理・販売業

その他の事業……………機械器具卸売業(船舶用)、その他運輸付帯サービス業、情報処理サービス業、石油製品の卸売業、その他

4. 営業費用の中の共通費は、すべてセグメント別に配賦している。

当第3四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)

	定期船 事業 (百万円)	不定期 専用船 事業 (百万円)	物流 事業 (百万円)	ターミ ナル関 連事業 (百万円)	客船 事業 (百万円)	航空運送 事業 (百万円)	不動 産業 (百万円)	その他 の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高											
(1) 外部顧客に 対する売上高	272,751	527,075	250,162	63,928	27,148	39,525	7,372	49,349	1,237,314	—	1,237,314
(2) セグメント間 の内部売上高 又は振替高	3,220	4,586	966	18,756	—	4,853	1,786	64,648	98,819	(98,819)	—
計	275,972	531,662	251,129	82,685	27,148	44,378	9,158	113,998	1,336,134	(98,819)	1,237,314
営業利益 又は損失(△)	△47,363	25,974	1,150	2,135	△1,808	△13,842	2,850	△1,217	△32,121	10	△32,111
経常利益 又は損失(△)	△48,616	18,172	1,433	1,692	△2,097	△13,799	3,738	△1,591	△41,068	10	△41,058

(注) 1. 事業区分の方法

日本標準産業分類を参考とした役務の種類・性質の類似性に経営組織との一体性を加味して区分している。

2. 各事業区分に属する主要な事業・役務の名称

定期船事業……………外航貨物海運業、船舶貸渡業、運送代理店

不定期専用船事業……外航・沿海貨物海運業、船舶貸渡業、運送代理店

物流事業……………倉庫業、貨物運送取扱業

ターミナル関連事業…コンテナターミナル業、港湾運送業、曳船業

客船事業……………客船の保有・運航業

航空運送事業……………航空運送業

不動産業……………不動産の賃貸・管理・販売業

その他の事業……………機械器具卸売業(船舶用)、その他運輸付帯サービス業、情報処理サービス業、石油製品の卸売業、その他

3. 営業費用の中の共通費は、すべてセグメント別に配賦している。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア (百万円)	その他 の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に 対する売上高	467,205	40,754	64,116	36,427	2,932	611,436	—	611,436
(2) セグメント間 の内部売上高 又は振替高	9,101	9,028	5,075	4,329	528	28,063	(28,063)	—
計	476,306	49,783	69,192	40,756	3,461	639,500	(28,063)	611,436
営業利益 又は損失(△)	28,075	1,104	3,517	3,340	288	36,327	205	36,532
経常利益 又は損失(△)	21,539	1,074	1,222	4,123	588	28,548	(1,269)	27,279

- (注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっている。
 2. 本邦以外の区分に属する主な国又は地域
 (1) 北米……………米国、カナダ
 (2) 欧州……………英国、ドイツ、オランダ、イタリア、フランス、ベルギー
 (3) アジア……………シンガポール、タイ、香港、中国
 (4) その他の地域……………オーストラリア
 3. 営業費用の中の共通費は、すべてセグメント別に配賦している。

当第3四半期連結会計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア (百万円)	その他 の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に 対する売上高	334,155	31,101	43,739	31,059	2,739	442,795	—	442,795
(2) セグメント間 の内部売上高 又は振替高	8,745	6,118	3,694	4,110	535	23,203	(23,203)	—
計	342,901	37,219	47,433	35,169	3,274	465,999	(23,203)	442,795
営業利益 又は損失(△)	1,423	△868	2,615	1,765	36	4,971	(20)	4,951
経常利益 又は損失(△)	215	△1,001	955	3,201	110	3,481	(624)	2,856

- (注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっている。
 2. 本邦以外の区分に属する主な国又は地域
 (1) 北米……………米国、カナダ
 (2) 欧州……………英国、ドイツ、オランダ、イタリア、フランス、ベルギー
 (3) アジア……………シンガポール、タイ、香港、中国
 (4) その他の地域……………オーストラリア
 3. 営業費用の中の共通費は、すべてセグメント別に配賦している。

前第3四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア (百万円)	その他 の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に 対する売上高	1,540,314	142,493	230,411	109,651	8,440	2,031,311	—	2,031,311
(2) セグメント間 の内部売上高 又は振替高	33,705	28,291	14,187	13,161	2,317	91,663	(91,663)	—
計	1,574,019	170,785	244,598	122,812	10,758	2,122,975	(91,663)	2,031,311
営業利益 又は損失(△)	125,449	7,243	25,262	12,444	518	170,917	443	171,361
経常利益 又は損失(△)	124,677	7,435	19,592	16,175	1,293	169,173	(2,061)	167,112

(注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっている。

2. 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

(1) 北米……………米国、カナダ

(2) 欧州……………英国、ドイツ、オランダ、イタリア、フランス、ベルギー

(3) アジア……………シンガポール、タイ、香港、中国

(4) その他の地域……………オーストラリア

3. 営業費用の中の共通費は、すべてセグメント別に配賦している。

当第3四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア (百万円)	その他 の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に 対する売上高	911,849	96,966	136,701	81,447	10,350	1,237,314	—	1,237,314
(2) セグメント間 の内部売上高 又は振替高	26,501	19,667	11,686	11,451	1,487	70,795	(70,795)	—
計	938,350	116,633	148,387	92,899	11,838	1,308,109	(70,795)	1,237,314
営業利益 又は損失(△)	△42,463	△547	7,158	3,413	97	△32,341	229	△32,111
経常利益 又は損失(△)	△45,395	△913	56	7,258	269	△38,723	(2,335)	△41,058

(注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっている。

2. 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

(1) 北米……………米国、カナダ

(2) 欧州……………英国、ドイツ、オランダ、イタリア、フランス、ベルギー

(3) アジア……………シンガポール、タイ、香港、中国

(4) その他の地域……………オーストラリア

3. 営業費用の中の共通費は、すべてセグメント別に配賦している。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)

	北米	欧州	アジア	その他の地域	計
I 海外売上高(百万円)	143,826	127,285	145,661	100,203	516,976
II 連結売上高(百万円)					611,436
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	23.5	20.8	23.9	16.4	84.6

(注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっている。

2. 各区分に属する主な国又は地域

(1) 北米……………米国、カナダ

(2) 欧州……………英国、ドイツ、フランス、イタリアなど欧州各国

(3) アジア……………東南アジア、東アジア、南西アジア、中近東各国

(4) その他の地域……………オセアニア、中南米、アフリカ各国

3. 海外売上高のうち、主なものは外航海運業収益と物流事業収益である。

当第3四半期連結会計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)

	北米	欧州	アジア	その他の地域	計
I 海外売上高(百万円)	96,572	85,970	111,485	71,204	365,233
II 連結売上高(百万円)					442,795
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	21.8	19.4	25.2	16.1	82.5

(注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっている。

2. 各区分に属する主な国又は地域

(1) 北米……………米国、カナダ

(2) 欧州……………英国、ドイツ、フランス、イタリアなど欧州各国

(3) アジア……………東南アジア、東アジア、南西アジア、中近東各国

(4) その他の地域……………オセアニア、中南米、アフリカ各国

3. 海外売上高のうち、主なものは外航海運業収益と物流事業収益である。

前第3四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

	北米	欧州	アジア	その他の地域	計
I 海外売上高(百万円)	494,484	446,616	450,886	334,965	1,726,953
II 連結売上高(百万円)					2,031,311
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	24.3	22.0	22.2	16.5	85.0

- (注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっている。
 2. 各区分に属する主な国又は地域
 (1) 北米……………米国、カナダ
 (2) 欧州……………英国、ドイツ、フランス、イタリアなど欧州各国
 (3) アジア……………東南アジア、東アジア、南西アジア、中近東各国
 (4) その他の地域……………オセアニア、中南米、アフリカ各国
 3. 海外売上高のうち、主なものは外航海運業収益と物流事業収益である。

当第3四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)

	北米	欧州	アジア	その他の地域	計
I 海外売上高(百万円)	276,035	246,451	297,426	196,607	1,016,521
II 連結売上高(百万円)					1,237,314
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	22.3	19.9	24.1	15.9	82.2

- (注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっている。
 2. 各区分に属する主な国又は地域
 (1) 北米……………米国、カナダ
 (2) 欧州……………英国、ドイツ、フランス、イタリアなど欧州各国
 (3) アジア……………東南アジア、東アジア、南西アジア、中近東各国
 (4) その他の地域……………オセアニア、中南米、アフリカ各国
 3. 海外売上高のうち、主なものは外航海運業収益と物流事業収益である。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)		前連結会計年度末 (平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	380.28円	1株当たり純資産額	443.16円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)		当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	89.79円	1株当たり四半期純損失金額	△20.93円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	—	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	—

(注) 1. 前第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式がないため、記載していない。

当第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため、記載していない。

2. 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額(△)の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
四半期純利益又は四半期純損失(△)(百万円)	110,256	△26,679
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益 又は四半期純損失(△)(百万円)	110,256	△26,679
期中平均株式数(千株)	1,227,901	1,274,811
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	—	—

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 15.46円	1株当たり四半期純利益金額 1.99円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 —	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 —

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式がないため記載していない。

2. 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)
四半期純利益(百万円)	18,982	2,674
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	18,982	2,674
期中平均株式数(千株)	1,227,845	1,345,346
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項なし。

2 【その他】

平成21年10月27日に開催された取締役会において、第123期の中間配当に関し次のとおり決議した。

- ① 中間配当金の総額 2,455百万円
- ② 1株当たりの金額 2円
- ③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 平成21年11月24日

(注) 当社定款第50条の規定に基づき、平成21年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、支払いを行う。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月6日

日本郵船株式会社
取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 永 田 高 士 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 板 垣 雄 士 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 松 浦 利 治 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 五十嵐 徹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本郵船株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結損益計算書、四半期連結貸借対照表及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本郵船株式会社及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 2月 9日

日本郵船株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	永	田	高	士	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	板	垣	雄	士	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松	浦	利	治	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	五十嵐		徹		印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本郵船株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結損益計算書、四半期連結貸借対照表及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本郵船株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年2月12日
【会社名】	日本郵船株式会社
【英訳名】	Nippon Yusen Kabushiki Kaisha
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長・社長経営委員 工藤泰三
【最高財務責任者の役職氏名】	代表取締役・専務経営委員 内藤忠顕
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目3番2号
【縦覧に供する場所】	日本郵船株式会社横浜支店 (横浜市中区海岸通三丁目9番地) 日本郵船株式会社名古屋支店 (名古屋市西区牛島町6番1号) 日本郵船株式会社関西支店 (神戸市中央区海岸通一丁目2番31号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長・社長経営委員工藤泰三及び当社最高財務責任者である代表取締役・専務経営委員内藤忠顕は、当社の第123期第3四半期(自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。